

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：17702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2023

課題番号：17K03411

研究課題名(和文) イギリスのスポーツ・インテグリティに関する法制度の現状と課題

研究課題名(英文) Current conditions and issues of the British legal system regarding sport integrity

研究代表者

森 克己 (Mori, Katsumi)

鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学系・教授

研究者番号：60343373

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：スポーツに関わる倫理的問題として、指導者による虐待・体罰・ハラスメント(以下虐待等と略)の問題、ドーピング、不正経理などスポーツ団体の不適切な運営の問題、八百長や違法な賭博、人種差別等が挙げられる。これらの問題の克服が、スポーツ・インテグリティの実現にとって不可欠であるとされている。本研究では、スポーツ指導者による虐待等の防止に関して、18歳未満の子どもを虐待等から保護する child protection (以下CPと略)の世界で最も先進的な制度を整えてきたイギリスの制度に焦点を当てて考察した。本研究の結果、日本のスポーツ界においてスポーツ・インテグリティを実現することに関する示唆が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、イギリスのCP制度の特徴の一つである、子どもと関わることに不適切な大人を子どもへのスポーツ指導から排除するDBS (Disclosure and Barring Service) 制度についても考察した。イギリスでは、DBS制度は、犯罪歴がない指導者は、DBS制度の網にかからないこと等のため、セーフガーディングにとって、特効薬ではないと評価されている。また、2021年11月に本研究代表者を含めた日本国内のスポーツ法・政策の研究者及びイギリスの研究者3名によりオンラインで国際シンポジウムを開催し、日本においても全競技横断的なセーフガーディングの制度を構築する必要性が確認された。

研究成果の概要(英文)：Ethical issues in sports include abuse, corporal punishment, and harassment by coaches (hereafter abbreviated as "abuse"), doping, improper management of sports organizations such as fraudulent accounting, match fixing, illegal gambling, and racism. Overcoming these issues is considered essential to realizing sports integrity. In this study, we focused on the UK system, which has the world's most advanced child protection (hereafter abbreviated as "CP") system for protecting children under the age of 18 from abuse, in order to prevent abuse by sports coaches. As a result of this study, we obtained suggestions for realizing sports integrity in the Japanese sports world.

研究分野：スポーツ法学

キーワード：スポーツ・インテグリティ セーフガーディング チャイルド・プロテクション NSPCC CPSU IOC 指導者 体罰 虐待

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

#### 1. 研究開始当初の背景

スポーツに関わる倫理的問題として、指導者による虐待・体罰・ハラスメント(以下虐待等と略)の問題、ドーピング、不正経理などスポーツ団体の不適切な運営の問題、八百長や違法な賭博、人種差別等が挙げられる。これらの問題の克服が、スポーツ・インテグリティの実現にとって不可欠であるとされている。また、スポーツに関わる倫理的問題について、IOCは「インテグリティは信頼性を含意し、競争とスポーツ団体の信頼性はオリンピックアジェンダ2020の3つの柱の一つである」とし、競争のインテグリティとしてIOCが取り組む3つの課題として「ドーピングとの闘い」「競争の操作の防止」「スポーツにおけるハラスメント及び虐待の防止」を掲げ、ハラスメント及び虐待をドーピングと並びインテグリティの問題として捉えているなど、近年国際的にもスポーツ・インテグリティの実現が喫緊の課題となっている。

#### 2. 研究の目的

本研究では、スポーツ指導者による虐待等の防止に関して、18歳未満の子どもを虐待等から保護するchild protection(以下CPと略)の世界で最も先進的な制度を整えてきたイギリスの制度に関する本研究代表者の研究成果を踏まえ、上記の諸問題のイギリスでの取組を考察し、2020年に東京オリンピック・パラリンピック大会を開催する日本のスポーツ界において、スポーツ・インテグリティを実現するために示唆を得ることを目的とした。

#### 3. 研究の方法

本研究においては、イギリスのCP制度を構築する1989年・2004年子ども法、1998年人権法さらにはCPSU設立後制定された法律や政府・団体等のガイドラインの内容についてこれまでの研究を基に検証する。スポーツ・インテグリティの実現にとって最も重要とされるのが、スポーツ団体のガバナンス体制の構築である。そして、ガバナンス体制の理念としては(1)民主的な制度の構築・運営、(2)法の支配の確立、(3)透明性・説明責任、(4)安全性の確保が挙げられる(合田雄治郎、2015)。そのため、本研究では、これらの諸点について、CPに関する世界で最も優れた制度を構築しているイギリスのスポーツ団体の倫理規程やCPのガイドラインを含めた内部規程、さらにはイギリス政府の取組を考察した。

#### 4. 研究成果

研究期間初年度の2017年9月にイギリスで学術調査を実施し、UK Sport、CPSU、RFU、Sport Resolutionの各担当者と面会し、チチェスター大学で開催されたシンポジウムで研究発表した。その結果、UK SportとSport Englandが共同で2016年12月に「スポーツガバナンスに関する規程」(A Code for Sports Governance)を策定し、2017年4月に公的な資金を受けるあらゆるスポーツ団体が守るべき規範として施行されたこと、2017年4月にデジタル・文化・メディア・スポーツ省が「スポーツにおけるケアの義務」(Duty of Care in Sport: Independent Report to Government)を策定し、優先的勧告のほか、教育、移送、代表等の勧告がなされたことがわかった。これらの規程、報告書にCPに関わる内容が含まれており、スポーツ団体のガバナンスの問題とCPを含めアスリートの福祉の確保が一体として捉えられていることがわかった。

また、2019年3月にイギリスでの学術調査を実施した。訪問先は、Sport Integrity Global Alliance及びSport Englandのスポーツ・インテグリティ担当者、NSPCC CPSUディレクター、スポーツ・インテグリティに詳しいバリスタ2名、ラフバラ大学のスポーツ・インテグリティの研究者、ハートフォードシャー大学のMike Callan氏らスポーツ・インテグリティやスポーツマネジメントの研究者である。これらの訪問調査の結果、イギリスでは、スポーツ・インテグリティを包括的に規制する立法やスポーツ団体によるガイドラインは存在せず、スポーツにおける暴力防止、八百長問題、不正経理、ドーピングなどスポーツ・インテグリティに関わる個別の問題ごとに法律が定められ、各スポーツ団体でもそれぞれの問題に対応していることがわかった。また、ハートフォードシャー大学では、スポーツ・インテグリティに関する国際シンポジウム及びリサーチセミナーで講演した。また、スポーツ・インテグリティの問題に含まれる子どもへの虐待防止について、2018年7月に教育省がスポーツに限らず大人から子どもへの包括的な虐待防止のためのガイドラインを改訂したこと、その中でSport EnglandまたはUK Sportから補助金の支給を受けているあらゆるスポーツ統制団体はCPSU NSPCCが定めるCPのガイドラインに適合しなければならないこと等が定められた。この規定を受けてNSPCC CPSUは、近年の法律改正及び教育省のガイドラインの改訂等に対応するため、CPSUガイドラインを2018年9月に改訂した。同ガイドラインでは10項目の指針が示され、その内容は指導者の倫理及び行為規程等日本のスポーツ教育に示唆を与える内容が含まれている。

また、2019年度には、日本スポーツ法学会の学会大会で、次のとおり研究発表を行った。2017年11月にIOCはアスリート保護のガイドライン「スポーツにおけるハラスメント及び虐待か

らのアスリート保護 - 国際競技連盟及び国内オリンピック委員会のための IOC ツールキット」(Safeguarding athletes from harassment and abuse in sport: IOC Toolkit for IFs and NOCs) (以下 IOC Toolkit と略) を策定した。IOC Toolkit は、IOC 及びオリンピック・ムーブメントにとってアスリートの安全と福祉が至高であることから、国内オリンピック委員会 (NOC) 及び国際競技連盟 (IF) がスポーツにおけるハラスメントや虐待からアスリートを保護するための政策や手続を発展させることを支援することを目的とする。また、IOC Toolkit は、緒言、序論、第 1 節「準備」(Preparation)、第 2 節「位置付け」(Positioning)、第 3 節「中核的な構成要素」(Core components)、第 4 節「履行」(Implementation)、第 5 節「予防手段」(Preventative measures) から構成されている。このガイドラインは、IF 及び NOC が保護方針を履行するための段階的 (step-by-step) なガイドとなることが意図されている。そのため、Toolkit 内の特定の提案は、銅 (Bronze)、銀 (Silver)、金 (Gold) のフォーマットを使用して分析され、最良の実践とみなされること (= 金) は何かを示し、最低限の要件 (= 銅) は何かを示している。(Toolkit p18) 今後、NOC 及び IF が、この Toolkit に基づきアスリート保護のガイドラインの策定・整備等を強化することが考えられる。

また、2020 年度には DCMS 報告書の勧告に基づいて進められてきたアスリート保護の改革の内容を確認するとともに、UK Coaching やイギリスのスポーツ団体の HP 上に公開されているケアの義務に関わる制度改正の内容を考察した。2017 年 4 月に、イギリスのデジタル・文化・メディア・スポーツ省 (Department for Digital, Culture, Media & Sport) (以下 DCMS と略) は「スポーツにおけるケアの義務：政府への独立報告書」(Duty of Care in Sport: Independent Report to Government (以下「DCMS 報告書」と略) を策定した。DCMS 報告書の勧告によるイギリススポーツ団体のアスリート保護への影響として、次のこと等が挙げられる。DCMS 報告書の勧告内容は、イギリスの Safeguarding (アスリート保護) に関する制度に広範囲に関わっており、UK Coaching や BJA、Swim England などのスポーツ団体のコーチングの研修制度や Safeguarding に関する制度改革をもたらした。また、UK Coaching による Duty to Care を実現するための 5 つの柱に関する研修制度の創設は、コーチから指導を受ける人々の幸福を実現することにとどまらず、指導をするコーチ自身の幸福をまず実現するという考えに基づいている。日本においてコーチングの在り方の見直しが議論される場合、指導を受けるアスリートへの接し方などコーチングの技術的な面について議論が集中し、指導をするコーチの幸福をまず実現するという視点に欠けている。その点に、ケアの義務を中心として構築された UK Coaching による 5 つの柱に関する研修制度の意義があり、日本でもコーチングの在り方の見直しの議論において参考にすべき視点であると考えられる。

本研究の一環として、2021 年 11 月に日本体育・スポーツ政策学会の学会大会では、本研究代表者を含めた日本国内のスポーツ法・政策の研究者及びイギリスの研究者 3 名によりオンラインで国際シンポジウムを開催した。その結果、日本においても全競技横断的なセーフガーディングの制度を構築する必要性が確認された。

また、本研究では、イギリスの CP 制度の特徴の一つである、子どもと関わることに不適切な大人を子どもへのスポーツ指導から排除する DBS (Disclosure and Barring Service) 制度について考察した。この DBS 制度は、イギリスの機関 Disclosure & Barring Service (制度名と同じ) によって構築されており、スポーツ分野に関するガイドライン DBS Checks in Sport-Working with Children が策定されている。その結果、イギリスの DBS 制度では、仕事 (job) ではなく申請者の役割 (role) に応じて、犯罪歴等の有無で不適格かどうか判断され、また、スポーツ分野において「子どもと規制された活動」に従事する役割につく場合は、4 つのレベルの DBS チェックのうち、最も厳しい、禁止表を伴う高度なチェックの証明書が必要になる。また、イギリスの女子体操の事件が示しているように、DBS 制度は、過去に子どもと関わることに不適切な犯罪歴のある指導者を排除する制度なので、犯罪歴がない指導者は、DBS 制度の網にかからない。したがって、日本で DBS 制度を導入すれば、教師等の体罰が根絶されることにはならない。そのため、日本で制度構築する場合、イギリスの CP 制度のように、専門機関を設立した上で、あらゆるスポーツ団体が関わる包括的な制度とする必要がある。

最終年度では、Safe Sport International (以下 SSI と略) の主催でロンドンで開催された Conference に参加し、セーフガーディングに関する研究や国際的動向を調査した。その結果、同 Conference において、SSI により International Safeguards for adults in Sport が公表された。同ガイドラインは、セーフガーディングポリシー：18 歳以上の大人のスポーツ活動に責任のあるあらゆる団体は、大人を保護するポリシーを持つべきであるなど 8 つの項目から構成されている。SSI は、2014 年に国際セーフスポーツの原則、2012 年に International Safeguards for Children in Sport とセーフガーディングに関する国際的なガイドラインを策定している。IOC による Toolkit の策定 (2017 年) など、世界のスポーツ界はガイドラインの策定・実効化の段階に入っていると考える。2021 年 11 月に開催した国際シンポジウムなど研究期間全体の研究により、日本でも全競技横断的な包括的な CP の制度の整備が必要であることが確認できた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 6件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 森克己・山田理恵・内田良	4. 巻 28
2. 論文標題 イギリスにおけるケアの義務の勧告に基づくアスリート保護制度の改革について	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 252,262
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森克己	4. 巻 32号
2. 論文標題 日本スポーツ法学会と子どもの権利 - 「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」 の背景と内容	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 子どもの権利研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Katsumi Mori, Ryo Uchida	4. 巻 30巻1号
2. 論文標題 Current Status and Issues of Sport Integrity in Japan: Focus on Athlete Welfare	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 スポーツ政策研究	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森克己、山田理恵、内田良、栗山靖弘	4. 巻 26
2. 論文標題 IOCによるアスリート保護のためのガイドラインの意義と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 335-337
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森克己	4. 巻 204
2. 論文標題 子どものスポーツ権について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 季刊教育法	6. 最初と最後の頁 74-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森克己、内田良、山田理恵	4. 巻 25
2. 論文標題 スポーツ参加者の保護とスポーツ団体のガバナンスの重要性について - イギリスでの学術調査を踏まえて -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 160-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森克己	4. 巻 24
2. 論文標題 イギリスラグビー・フットボール・ユニオンのチャイルド・プロテクション制度の意義と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 98-119
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森克己、山田理恵	4. 巻 30
2. 論文標題 イギリスにおけるスポーツ分野に関するDBS制度の意義と課題について	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日本スポーツ法学会年報	6. 最初と最後の頁 220-237
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 森克己	4. 巻 53
2. 論文標題 部活動の地域移行と子どもの権利保障 - スポーツ法学の観点から	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 日本教育法学会年報	6. 最初と最後の頁 102-109
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計23件 (うち招待講演 9件 / うち国際学会 6件)

1. 発表者名 Katsumi Mori
2. 発表標題 Contemporary conditions and issues concerning the welfare of child athletes in Japan
3. 学会等名 SSI Conference 2022 (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森克己、山田理恵、ヨーコ・ゼッターランド
2. 発表標題 イギリススポーツ団体の子ども保護制度の制度的特徴 - コーチングとの関連性を中心として
3. 学会等名 社会人文学会第20回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森克己
2. 発表標題 子どもの権利保障の観点から見た部活動、スポーツの現状、日本スポーツ法学会『スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言』の紹介
3. 学会等名 日本若者協議会第三回「学校における子どもの権利保障を考える検討会議」 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森克己、山田理恵
2. 発表標題 イギリスにおけるスポーツ分野に関するDBS制度の意義と課題について
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第30回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 森克己、山田理恵、渡辺修希、藤谷雄平、高波宗人
2. 発表標題 子どものスポーツにおける慣習法的ルールに関する研究
3. 学会等名 日本体育・スポーツ・健康学会第71回大会 スポーツ人類学専門分科会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森克己、山田理恵
2. 発表標題 日本における体罰・虐待防止のための制度構築について - イギリスの先進事例及び国際的な取組を参考にして
3. 学会等名 日本体育・スポーツ政策学会第31回学会大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 森克己、石堂典秀、森岡裕策、Anne Tiivas OBE、Mike Callan、Daniel Rhind
2. 発表標題 スポーツ・インテグリティに関わるスポーツ政策の在り方を考える～日本でのアスリート 保護に関する実効的な制度構築に向けて～
3. 学会等名 日本体育・スポーツ政策学会第31回学会大会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Katsumi Mori, Ryo Uchida
2. 発表標題 Current Status and Issues of Sport Integrity in Japan: Focus on Athlete Welfare
3. 学会等名 横浜スポーツ学術会議（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 森克己
2. 発表標題 スポーツにおける子どもへの体罰・虐待防止の取組と未来への提言 - イギリスの先進事例及び国際的な取組を踏まえて
3. 学会等名 日本スポーツ法学会夏期合同研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 森克己、山田理恵、内田良
2. 発表標題 イギリスにおけるケアの義務に関する勧告に基づくアスリート保護制度の改革について
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第28回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 森克己、山田理恵、内田良、渡邊修希
2. 発表標題 イギリスにおけるスポーツ分野のチャイルド・プロテクション制度の改正の経緯と内容の法人類学的観点からの考察
3. 学会等名 日本体育学会第70回大会
4. 発表年 2019年



1. 発表者名 渡邊修希、森克己、山田理恵
2. 発表標題 高等学校における運動部活動問題の実態についての考察 ～部活動の歴史の変遷を踏まえて～
3. 学会等名 日本スポーツ法学会第27回大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森克己
2. 発表標題 子どもへの暴力防止制度の状況：イギリス
3. 学会等名 日本スポーツ法学会子どものスポーツ権確立プロジェクト特別委員会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森克己
2. 発表標題 「子どものスポーツ権確立に関する提言」（素案）
3. 学会等名 日本スポーツ法学会子どものスポーツ権確立プロジェクト特別委員会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森克己、山田理恵、内田良、栗山靖弘
2. 発表標題 IOCによるアスリート保護のためのガイドラインの意義と課題
3. 学会等名 日本スポーツ法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Katsumi Mori
2. 発表標題 Sport Integrity and Athlete Welfare
3. 学会等名 Research Seminar, University of Hertfordshire (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Katsumi Mori
2. 発表標題 comparison with the system of the UK
3. 学会等名 International Symposium on Sport Integrity, Governance and Safeguarding, University of Hertfordshire (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 森克己
2. 発表標題 子ども中心のスポーツシステム構築に向けた課題 - イギリスのチャイルド・プロテクション制度に学ぶ
3. 学会等名 ユニセフ『子どもの権利とスポーツの原則』発表イベント (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 森克己、山田理恵
2. 発表標題 イギリススポーツ団体の子ども保護とガバナンスの関係性について
3. 学会等名 日本体育学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 森克己、内田良、山田理恵
2. 発表標題 スポーツ参加者の保護とスポーツ団体のガバナンスの重要性について - イギリスでの学術調査を踏まえて
3. 学会等名 日本スポーツ法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Katsumi Mori
2. 発表標題 The present conditions of physical punishments, abuse of children by sports leaders and disciplinary measures imposed in Japan : A comparison with the child protection system of the UK
3. 学会等名 International Perspectives on Safeguarding the Child in Sport Symposium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Katsumi Mori
2. 発表標題 Building a System for Eliminating Corporal Punishment and Abuse from Leaders in Youth Sports in Japan
3. 学会等名 2023 Safe Sport International Global Safe Sport Conference, Pre-conference Research Symposium (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 森克己
2. 発表標題 部活動の地域移行と子どもの権利保障 - スポーツ法学の観点から
3. 学会等名 日本教育法学会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

## 〔図書〕 計2件

1. 著者名 Daniel Rhind, Katsumi Mori	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 9
3. 書名 Routledge Handbook of Sport in Asia	

1. 著者名 浦川道太郎、吉田勝光、石堂典秀、松本泰介、入澤充、森克己ほか	4. 発行年 2017年
2. 出版社 エイデル研究所	5. 総ページ数 370
3. 書名 標準テキスト スポーツ法学（第2版）	

## 〔産業財産権〕

## 〔その他〕

<p>アスリートセーフガーディング研究所  <a href="https://athlete-sg.org/">https://athlete-sg.org/</a>          スポーツにおけるアスリート保護  <a href="https://athlete-sg.org/safe-guard/">https://athlete-sg.org/safe-guard/</a>          スポーツインテグリティ  <a href="https://athlete-sg.org/sports-integrity/">https://athlete-sg.org/sports-integrity/</a>          鹿屋体育大学ホームページ「研究者紹介」  <a href="https://www.nifs-k.ac.jp/research-and-collaboration/researchers/mori-k/">https://www.nifs-k.ac.jp/research-and-collaboration/researchers/mori-k/</a></p>
---

## 6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	坂中 美郷  (Sakanaka Misato)  (10574056)	鹿屋体育大学・スポーツ・武道実践科学系・講師   (17702)	

## 6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	国重 徹 (Kunishige Toru)  (50225174)	鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学系・教授  (17702)	
研究分担者	高橋 仁大 (Takahashi Hiroo)  (50295284)	鹿屋体育大学・スポーツ・武道実践科学系・准教授  (17702)	
研究分担者	内田 良 (Uchida Ryo)  (50432282)	名古屋大学・教育発達科学研究科・准教授  (13901)	
研究分担者	山田 理恵 (Yamada Rie)  (60315447)	鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学系・教授  (17702)	
研究分担者	濱田 幸二 (Hamada Koji)  (90244277)	鹿屋体育大学・スポーツ・武道実践科学系・教授  (17702)	
研究分担者	中本 浩揮 (Nakamoto Hiroki)  (10423732)	鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学系・准教授  (17702)	

## 7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 日本体育・スポーツ政策学会第31回学会大会（国際シンポジウム）	開催年 2021年～2021年
国際研究集会 Considering sports integrity : primarily from the viewpoint of safeguarding athletes（横浜スポーツ学術会議公募シンポジウム）	開催年 2020年～2020年

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
英国	Safe Sport International	Loughborough University	University of Hertfordshire	